

総社市告示第16号

総社市空き家付宅地再生バンク実施要綱を次のとおり定める。

令和6年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市空き家付宅地再生バンク実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空き家付宅地の利活用に必要な情報を提供するシステムである総社市空き家付宅地再生バンク（以下「宅地再生バンク」という。）の活用について、必要な事項を定めることにより、空き家及び空き家跡地の利活用による移住定住の促進を図り、もって地域の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に所在する家屋であって、現に居住し、若しくは使用していない又は居住し、若しくは使用しなくなる予定であるものをいう。
- (2) 空き家付宅地 市内に所在する土地で空き家が存在するものをいう。
- (3) 所有者等 空き家付宅地を売買又は賃貸する権限を有する者（法人その他の団体を除く。）をいう。

(物件の登録)

第3条 宅地再生バンクへ空き家付宅地の登録を希望する所有者等（以下「登録希望者」という。）は、総社市空き家付宅地再生バンク登録申請書及び承諾書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を確認の上、適当であると認めたときは、宅地再生バンクに登録事項を登録し、登録希望者に登録完了の旨を通知するものとする。
- 3 空き家及び空き家付宅地の所有者等は、同一又は3親等以内の親族とする。

(登録事項の変更)

第4条 前条第2項の通知を受けた者（以下「物件提供者」という。）は、登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を総社市空き家付宅地再生バンク登録変更届出書により市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、宅地再生バンクから登録を抹消するとともに、当該物件提供者に登録抹消の旨を通知するものとする。

- (1) 物件提供者から総社市空き家付宅地再生バンク登録抹消届出書の提出があったとき。
- (2) 空き家付宅地又は空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (3) その他宅地再生バンクの登録が不適当と認めるとき。

(ホームページへの掲載)

第6条 市長は、宅地再生バンクに登録した物件に関する情報を、市ホームページに掲載するものとする。

(情報の提供)

第7条 市長は、宅地建物取引業者（以下「取引業者」という。）から総社市空き家付宅地再生バンク登録情報利用希望申込書が提出されたときは、必要に応じて宅地再生バンクに登録された情報を当該取引業者に提供するとともに、物件提供者に通知するものとする。

(取引業者の選定等)

第8条 物件提供者は、総社市空き家付宅地再生バンク登録情報利用希望書が提出された取引業者の中から契約を締結する取引業者を選定し、当該契約を行う取引業者による仲介を原則として取引を行うものとする。

(暴力団の排除)

第9条 総社市暴力団排除条例（平成23年総社市条例第15号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等であると認められる者は、宅地再生バンクを利用することができない。

(個人情報の取扱い)

第10条 市長は、この要綱により取得した個人情報を適正に管理し、第1条に規定する目的以外に使用してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。